

(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31 の策定について

1 計画の目的・位置づけ等

(1) 計画策定の目的

2018年に策定した「まちだ健康づくり推進プラン（第5次町田市保健医療計画）」（以下、「現行計画」とする。）に基づき、健康づくりの推進、母子保健事業の充実や衛生的な生活環境の確保などの取り組みを推進してきました。

これまで進めてきた現行計画の成果や新たに生じた課題及び社会状況を踏まえて、まちだ健康づくり推進プランの基本理念である“みんなでつくる「健康のまち」まちだ”を実現するため、「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」（以下、「次期計画」とする。）を策定します。

次期計画は、国や東京都の関連する法令や計画との整合性を図り、近年の社会状況の変化等を踏まえ、これからの町田市の保健・医療分野における施策の方向性を示すものです。

(2) 現行計画と町田市自殺対策計画及び町田市食育推進計画の統合の狙い

次期計画では、同時期の2023年度に計画の最終年度を迎える町田市自殺対策計画及び町田市食育推進計画の後続計画を統合します。統合の狙いは以下の2点です。

I 誰にも見やすく分かりやすい計画の策定

現行計画では、自殺対策、食育は別に計画を策定していたことから、詳細な取り組みを把握するためには複数の計画を確認する必要があり、また各分野の関連性が捉えにくくなっていました。

計画の統合により、保健・医療、自殺対策と食育の取り組みを整理し、計画体系を一体化することで、誰もがひと目で計画の全体像が把握できる分かりやすい計画にします。

II 包括的なサービスの実現

保健・医療、自殺対策と食育それぞれの課題を分野横断的に整理し、連携して取り組みを実施します。自殺対策とこころのケア（保健・医療）には関連があり、食事と健康にも関連があります。市民の心身の健康を守るため、次期計画で目指す姿を一体的に捉え、それぞれの強みを活かしながら分野を横断した取り組みを展開し、これまで以上に包括的なサービスを市民に届けます。

(3) 計画の位置づけ

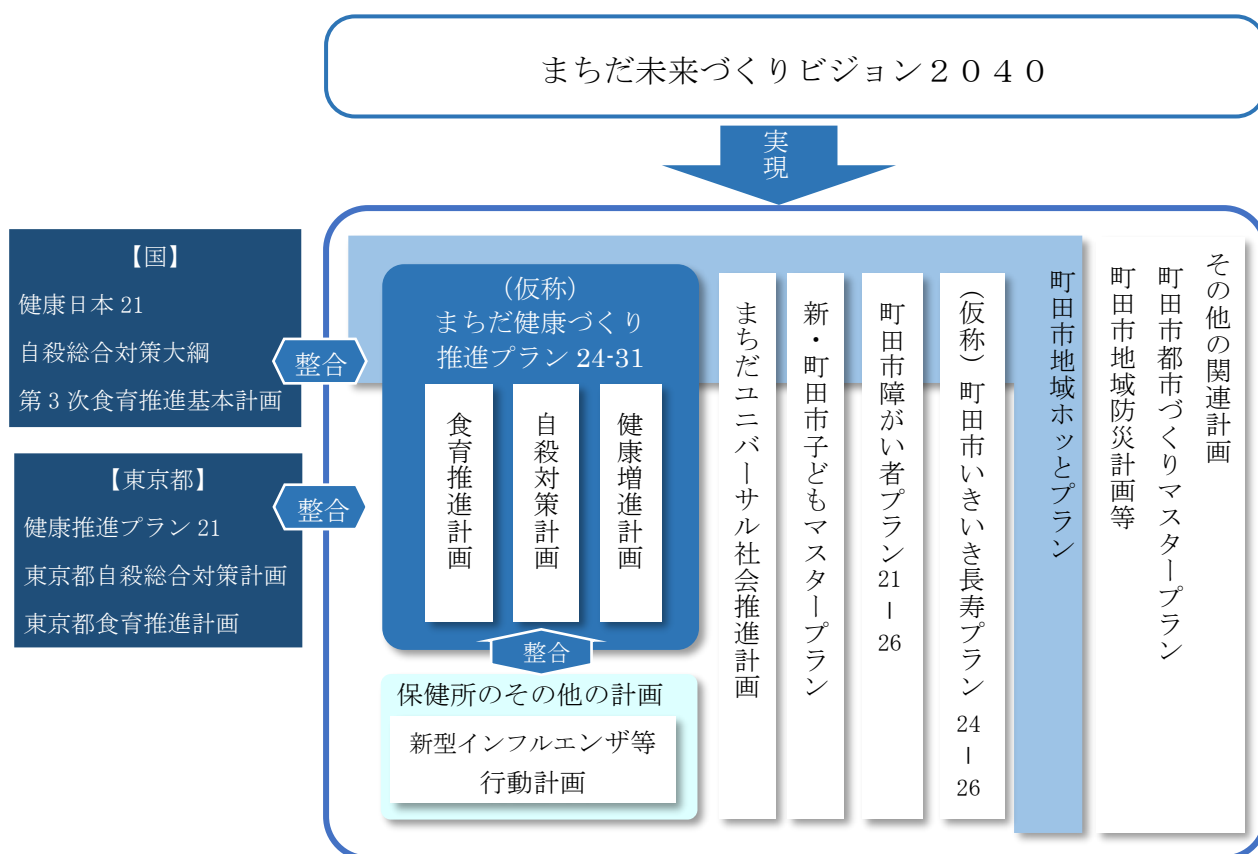
◆法的根拠

健康増進法第 8 条第 2 項に基づく「市町村健康増進計画」、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく「市町村自殺対策計画」、食育基本法第 18 条に基づく「市町村食育推進計画」として位置づけます。

計画の名称については、これまで「町田市保健医療計画」としていましたが、医療法に基づき都道府県が定める医療計画と区別するため、「(仮称) まちだ健康づくり推進プラン 24-31」と改めます。

◆市の上位計画、その他の計画との関係

町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン 2040」、町田市地域福祉計画である「町田市地域ホッとプラン」を上位計画とし、各部署が所管する関連計画との整合を図ります。



(4) 計画期間

本計画の期間は、「まちだ未来づくりビジョン2040」の基本計画部分と計画の最終年度を合わせ、2024年度から2031年度までの8年間とします。なお、計画で掲げる目標の達成状況や、国・東京都の動向、社会経済環境の変化等を踏まえ、必要な場合は適宜見直す他、2027年度に中間確認を実施し、2028年度からの計画に反映します。

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
基本計画・基本構想	まちだ未来づくりビジョン 2040【基本計画部分】(10年)									
地域福祉計画	町田市地域ホッとプラン(10年)									
健康増進計画	第5次(6年)		(仮称) まちだ健康づくり推進プラン 24-31 (8年) ※2027年度に中間確認を実施							
自殺対策計画	第1次(5年)									
食育推進計画	第2次(5年)									

2 計画の策定・推進体制、スケジュール

(1) 計画の策定・推進体制

◆町田市保健所運営協議会

計画の策定や進行管理を行うため、学識経験を有する者、保健医療関係者などの保健・医療の各分野に係る有識者に加え、市民委員で構成する協議会を設置しています。協議会は、保健医療施策を円滑、かつ計画的に推進するとともに、本市における保健医療施策に関して総合的な見地から意見交換を行う附属機関です。協議会は、本計画策定にあたり、市長から諮問を受け、答申を行い、市から各施策の進捗状況について、報告を受け、効果的・効率的な事業展開が図れるよう意見交換を行います。

また、保健所では、食育及び自殺対策の推進を目的とする懇談会を設置しています。今回、計画統合に伴い、懇談会の名称を整理し、「(仮称) 町田市食育推進委員会」と「(仮称) 町田市自殺対策推進委員会」とします。さらに、2022年4月に、計画の統合に向けて各懇談会の会長を新たに協議会の委員としても委嘱することで、懇談会で出された意見や課題を協議会にも反映できる体制を整えました。

◆保健所内作業部会

計画策定を円滑かつ効果的に進めるために作業部会を設置し、保健医療意識調査結果の分析や、次期計画の方向性、施策内容等について、検討しています。

作業部会委員：保健総務課、健康推進課、保健予防課、生活衛生課の係長級職員

※ 庁内関連計画との整合性を確保するため、福祉総務課（地域ホッとプラン）、いきいき総務課（いきいき長寿プラン24-26）、子ども総務課（新・子どもマスタープラン）等とは個別に調整を行います。

(2)スケジュール

年度	月	策定手続等	内容
2022	6	町田市保健所運営協議会	・ 市民意識調査の内容の確認
	8	市民意識調査	・ 市民意識調査の実施
	11	町田市保健所運営協議会	・ 現行計画の進捗報告 ・ 市民意識調査の結果速報 ・ 次期計画の体系図案の報告
	3	町田市保健所運営協議会	・ 次期計画の方向性確認
2023	7	町田市保健所運営協議会	・ 次期計画素案の確認 ・ パブリックコメントの予定報告
	12	行政報告	・ パブリックコメントの実施報告
	12	パブリックコメント	・ 次期計画素案について
	2	町田市保健所運営協議会	・ パブリックコメントの結果報告 ・ 計画策定の答申
	3	行政報告	・ パブリックコメントの結果報告 ・ 計画策定報告